

九動株式会社における印鑑運用の方針について

九動株式会社は、業務効率化と利便性向上を目的として、印鑑を「物理印(実際の押印)」と「電子印(デジタル押印)」の2種類を使用し、用途に応じて運用する方針を決定いたしました。

1. 方針内容

- 物理印: 紙に印刷され、弊社に送付いただいた書類には、従来通り「物理印」を押印いたします。
- 電子印: メール等でやり取りする電子書類へは、「電子印」を押印いたします。

2. 方針採用の理由

本方針は、以下の目的で採用されました。

- 物理印: 印刷されている書類に、物理印を押すことを基本としています。
捺印書類をスキャンし電子印を押印することは、工程が従来より増えるため、原則として行いません。
- 電子印: メールなどでやり取りされている電子書類には、電子印を押すことを基本としています。
印刷の要不要に限らず、電子印を押印することにより、業務効率化(要印刷の場合押印の失敗の排除、印刷不要時の紙削減など)を実現するため電子印を用います。

3. 今後の適用範囲

この方針は、今後当社が関与するすべての業務において適用されます。関係者の皆様には、本方針をご理解いただき、適切な運用にご協力いただけますようお願い申し上げます。

九動株式会社

代表取締役 北野

